

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

未届けの有料老人ホームと小規模宅地特例

Q : 母親が入所しようと検討している老人ホームは、届出がされていませんが、この場合、小規模宅地の特例の適用はありますでしょうか？

A : 適用はありません。

【解説】

平成25年度の税制改正では、要介護又は要支援の認定を受けた被相続人が、老人ホームに入所して、自宅が空き家になった場合においても、その宅地等は小規模宅地の特例の対象となることとされました。

この場合の老人ホームとは、「老人福祉法第29条第1項に規定するもの」とされており、この老人ホームを設置しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないとされています。

したがって、都道府県知事に届け出されていない老人ホームは、小規模宅地の特例が受けられなくなりますので、注意が必要です。

厚生労働省によりますと、平成25年10月31日現在、有料老人ホームは9,827件あり、そのうち届出されていない有料老人ホームは911件あるとのことでした。

入所を検討される場合は、その有料老人ホームが届出されている施設なのかどうかを、あらかじめ、都道府県のホームページ等で確認しておきましょう。

